

委員会調査報告書

平成 31 年 2 月 14 日

福岡市議会

議長 川上 晋平 様

少子・高齢化対策特別委員会

委員長 池田 良子

本委員会に付託の事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1. 調査事件

- (1) 高齢化対策に関する調査について
- (2) 少子化対策に関する調査について

2. 調査の経過及び結果

本委員会は、平成 27 年第 3 回定例会において設置され、以来、前期における少子・高齢化対策特別委員会の成果を踏まえながら、高齢化対策、少子化対策について、調査を続けてきた。この間に取りまとめた結果は、平成 27 年度、28 年度及び 29 年度にそれぞれ中間報告を行ってきたが、本年度も残された問題について鋭意調査を続け、2 月 14 日、全調査事件について調査を終了した。

以下、調査の経過及び集約された意見は次のとおりであるが、なお残された課題も多く、今後も積極的な取り組みが必要である。

(1) 高齢化対策について

高齢化対策については、「福岡市保健福祉総合計画」、「第 7 期福岡市介護保険事業計画」及び「福岡市健康先進都市戦略」に関する調査を行った。

本市における高齢化率は、平成 30 年 3 月末現在で 21.3%と超高齢社会に突入し、

将来推計では 2025 年には 24.8%、2040 年には 31.0%と一層高齢化が進展すると見込まれており、単独高齢者世帯、要介護高齢者及び認知症高齢者もさらに増加していくとの予測が示された。また、2025 年における介護人材の需給予測について、全国及び福岡県ともに需要見込みに対する供給見込みの不足が生じることが示された。

平成 28 年度から 32 年度までの 5 カ年の計画である「福岡市保健福祉総合計画」では、健康づくりなどの「自立の促進と支援」、地域での見守り活動の充実などの「地域で生活できる仕組みづくり」、ICT 活用などの「安全・安心のための社会環境整備」の 3 つの方向性を掲げて具体的な施策に取り組むこと、今後の超少子・高齢社会に対応していくため「配る福祉から支える福祉」への政策転換により、持続可能な制度や仕組みへと施策を再構築していくとの考えが示された。高齢者保健福祉施策については、高齢者が年齢にかかわらず、意欲や能力に応じ、生きがいを持って生き生きと活躍することができ、介護が必要になっても、できるだけ住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができる社会の実現を基本理念に掲げ、「いきいきとしたシニアライフの実現」、「安心して暮らせるための生活基盤づくり」、「認知症施策の推進」、「介護保険サービスの適切な利用の推進と円滑な制度運営」、「高齢者総合支援体制づくり」の 5 つの基本目標を定めて推進している。具体的には、介護保険制度の円滑な運営に当たり、介護保険法の改正等を踏まえながら、各種サービスの見込み量などを定めるため、平成 30 年度から 32 年度までの 3 カ年を計画期間として策定した「第 7 期福岡市介護保険事業計画」において、高齢者が住みなれた地域で、その有する能力に応じ、自立した生活を安心して続けることができるよう、医療や介護、生活支援等のサービスが一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアの構築を進めていくとの報告を受けた。

また、誰もが心身ともに健康で自分らしく暮らせる持続可能な社会を目指す「福岡市健康先進都市戦略」に基づくプロジェクトである「福岡 100」において、福岡ヘルス・ラボ、ケア・テック・ベンチャー支援、ICT の活用による「かかりつけ医」機能強化、アクティブエイジングの推進、認知症フレンドリーシティ・プロジェクトなど、行政だけではなく、市民や企業、大学など「オール福岡」を掲げて取り組みを進めている。課題と今後の方向性については、人生 100 年時代を見据えた持続可能な社会の実現に向け、保健・医療・介護サービスだけでなく、個人を取り巻くさまざまな社会的要素を考慮し、まちづくり全体として取り組む必要があり、引き続き全庁を挙げて一体的に施策を推進するとともに、産学民の参画を得ながら取り組みを進めていくとの報告を受けた。

超高齢社会への対応として高齢者保健福祉施策の総合的な推進と介護保険制度の円滑な運営は重要な課題であり、高齢者や介護者の実態とニーズを十分に踏まえるとともに、健康づくりや介護予防施策の推進、公平・公正な要介護認定の取り組み、介護サービスの基盤整備と質の向上、地域包括支援センターにおける相談・支援体制の充実や地域との連携強化、買い物や居住など日常生活における支援の充実、就業を通じた生きがいづくりの支援、認知症高齢者の支援体制の充実、介護人材の確保に向けた労働環境整備と処遇改善、バリアフリー化など暮らしやすい環境の整備等について、今後とも引き続き、調査・検討を進めていく必要がある。

(2) 少子化対策について

少子化対策については、「第4次福岡市子ども総合計画」及び「福岡市働く女性の活躍推進計画」に関する調査を行った。

まず、本市の出生数については、平成20年以降は1万4,000人台で推移していることや、合計特殊出生率は平成27年で1.33であり、全国平均より低い値で推移しているものの、平成29年の人口1,000人当たりの出生数は9.2人で、政令指定都市の中で第1位となっていることなどが示された。

平成27年度から31年度までの5カ年の計画である「第4次福岡市子ども総合計画」については、子どもが夢を描けるまちを目指して、子ども一人ひとりが健やかに成長できるよう、社会全体で全ての子どもと子育て家庭を支えること、子どもが豊かな人間性や社会性、主体性を身につけ、将来に夢を描き、自立した大人へと成長できるまちを目指すことを基本理念に掲げ、3つの目標ごとに施策を体系化している。

目標1「子どもの権利を尊重する社会づくり」では、子どもに関するさまざまな相談に対する専門的・総合的な支援、虐待の未然防止、早期発見・早期対応及び再発防止、社会的養護が必要な子どもを家庭的な環境で養育するための体制の充実、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援など子どもの貧困対策の取り組み、子どもの権利について理解を深めるための啓発活動の実施など、目標2「安心して生み育てられる環境づくり」では、出産前から出産後、乳幼児期、さらにその先への切れ目のない支援、質の高い教育・保育の確実な提供、共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに対応するための多様な保育サービスの一層の充実など、目標3「地域における子育ての支援と健やかな成長を支える環境づくり」では、家庭の子育て力の向上、子どもたちが安全・安心に活動することができる場や機会の確保・提供、規範意識や社会性、道徳性を身につけ、豊かな人間性を育むことができるような発達段階に応じ

たさまざまな体験機会の充実などの取り組みを推進しているとの報告を受けた。

今後、この計画に基づいて展開されるさまざまな子ども施策について調査・検討を進めるとともに、目標1については、いじめや不登校等の未然防止対策と教職員の対応力強化、障がい児の自立を目指した支援、子どもの貧困対策の総合的な推進、さまざまな機会を捉えた子どもの権利の啓発や子どもの社会参加の促進などの課題について、目標2については、共働き家庭の増加などによる保育を必要とする子どもの増加、保護者の就労形態の多様化、出産前後の育児不安が強い時期における母親への支援、子育てに不安や負担を感じている家庭への支援、社会全体で全ての子どもと子育て家庭を見守り、支援する仕組みづくり、健康づくりに関する妊婦や乳幼児の保護者への啓発の充実、経済的支援が必要な家庭の増加、仕事と子育てが両立できる環境づくりなどの課題について、目標3については、全ての子どもと家族が地域社会の中で生活していくための環境づくり、子どもの基本的な生活習慣の形成や規範意識の醸成、若者の社会的・職業的自立、子どもの安全確保に向けた対策、子どもの貧困対策などの課題についても、引き続き、調査・検討を進めていく必要がある。

次に、平成28年度から32年度までの5カ年の計画である「福岡市働く女性の活躍推進計画」については、平成27年9月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、活力ある地域社会の実現に向けて、市域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を計画的かつ効果的に進めるために策定するものであり、福岡市男女共同参画基本計画（第3次）の基本目標3及び基本目標4の部分として位置づけているとの説明を受けた。

基本目標3「仕事と生活の調和を実現できる社会」では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、男性の家庭・地域への参画促進、子育て・介護支援の充実が、基本目標4「働く場において男女が対等に参画し、女性が活躍できる社会」では、企業における女性活躍推進の支援、働く女性への支援、女性の就業・起業支援に向けた取り組みが、施策の方向として挙げられている。

今後、この計画に基づいて展開されるさまざまな女性活躍推進の施策について調査・検討を進めるとともに、企業等におけるワーク・ライフ・バランスの促進、子育て支援や介護支援の充実など、多様なニーズに対応した育児や介護と仕事を両立するための基盤づくり、出産や子育てなどのライフイベントを経ても働き続けられる職場環境づくりなどの課題についても、引き続き、調査・検討を進めていく必要がある。